

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

印

銘柄の名称変更申請書

下記の農産物について、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示244号）の変更を願
いたく申請します。

記

- 1 農産物の種類
- 2 産地
- 3 変更前の品種名
ふりがな
- 4 変更後の品種名
- 5 種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録等の状況

作成時のポイント

事 項	ポイント
<p>様式第1 - 2号 銘柄の名称変更申請書</p> <p>1 農産物の種類</p> <p>2 産地</p> <p>3 変更前の品種名</p> <p>4 変更後の品種名 ふりがな</p> <p>5 種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録等の状況</p> <p>【記載例】</p> <p>本品種は、 年 月 日に品種登録されたため、育成者権者に銘柄の名称変更を行い、県産（系統名等）を 県産（品種名）とした旨確認し了解を得ている。</p> <p>本品種は、種苗法における出願を 年産の銘柄設定後に行っており、 年 月 日に出願公表をされたため、名称について出願者に確認し、出願公表された名称に変更することの了解を得ている。</p>	<p>1年以上登録されている銘柄名の名称変更を申請する場合に用いる様式とする。</p> <p>申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。</p> <p>なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。</p> <p>申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。</p> <p>現在登録されている銘柄の名称について記載する。</p> <p>変更後の農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。</p> <p>品種名は、種苗法における品種登録された品種名称が望ましいが、商標法（昭和34年4月13日法律第127号）に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲において出願公表された品種名又は、育成者が命名した名称とすることも可能とする。</p> <p>なお、生産年の6月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で登録する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、（ ）を付し記載する。</p> <p>名称変更をしようとする農産物の品種登録の状況を記載するとともに、出願者又は育成者権者との名称変更の確認状況について記載する。</p>